

論文式試験問題集

〔商法〕

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

- 1 X社はインターネットによる食料品の通信販売事業を営む株式会社である。X社の発行済み株式総数は500株であり、Aが300株を、Bが200株をそれぞれ保有している。X社は株券発行会社ではなく、また全ての株式について、これを譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない旨の定款の定めがある。X社の取締役はA、B及びCの3人であり、代表取締役はAである。
- 2 今般、AはX社の新事業として、飲食店業に参入することを企図し、都内の一等地を中心に、賃貸物件を探している。これに対してBは「ノウハウのない飲食店業に参入することはリスクが高い。ウィルス対策等のセキュリティ強化に経営資源を投入すべきである。」として反対しているが、AはかかるBの提案に耳を貸そうとしなかった。
- 3 このままではX社の先行きが不安であると考えたBは、自身の保有するX社の株式を、かねてから通信販売事業進出を目論んでいたY社に売却すべく交渉を開始した。令和8年2月1日、Y社とBは、Bの保有するX社株式200株の全てを、譲渡代金5000万円で譲渡（以下「本件譲渡」という。）する旨の株式譲渡契約を締結し、株式の譲渡実行予定日は同年2月20日と取り決められた。
- 4 Bは、同年2月2日、本件譲渡の承認を求める通知書をX社に対して交付した。X社は同年2月10日に取締役会を開催することとし、招集通知はA、B及びCの全員に、定款の定める期限の前までに到達した。
- 5 同年2月10日に開催された取締役会（以下「本件取締役会」という。）には、A、B及びCの全員が出席したが、本件譲渡に賛成したのはBのみであり、Y社が株主となることを警戒したA及びCは本件譲渡に反対したため、本件譲渡を承認しない旨の決議がなされた。
- 6 X社は、同月11日、本件譲渡を承認しない旨の通知書をBの自宅宛てに郵送したが、発送を担当したX社の従業員がBの住所を書き間違えるというミスをしたため、同月16日、同通知書はX社に返送された。同月17日、X社は改めて同通知書を発送し、同月18日にBに到達した。
- 7 本件譲渡は予定通り2月20日に実行され、譲渡代金はBに支払われた。BとY社は連名でX社に対して株主名簿の名義書換請求を行ったが、X社はこれを拒否した。
- 8 X社は、定款の目的に飲食店業を加える変更を行い、またBを解任し新たな取締役Dを選任するための臨時株主総会を3月16日に開催することとし、当該株主総会に係る招集通知は2月18日にA及びBに到達した。3月

16日の臨時株主総会(以下「本件株主総会」という。)にはAのみが出席し、Aの賛成により当該定款変更並びにBの取締役解任及びDの取締役選任が可決された。

9. 現在は、令和8年5月10日である。なお、X社は、定款に基準日に係る規定を置いておらず、また、基準日に係る公告もしていない。

〔設問1〕

本件取締役会の決議の効力について論じなさい。

〔設問2〕

Y社は本件株主総会の決議の効力を争うことができるかについて論じなさい。

予備試験答案練習会(商法)採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問1〕	(20)		0
1 特別利害関係人による決議			
会社法369条2項の指摘・解釈論		4	
Bが「特別利害関係人」に該当する旨のあてはめ		4	
2 法令違反と取締役会決議の効力			
法令違反＝決議無効、との原則の指摘		3	
「特段の事情」と決議の効力		2	
あてはめ		4	
3 結論		3	
〔設問2〕	(20)		0
1 株主総会決議の争い方(取消・不存在)につき、根拠条文とともに指摘		2	
2 Yの株主性が問題となる旨の指摘		2	
3 みなし承認			
根拠条文の指摘		3	
あてはめ(不承認通知の到達時期)		4	
4 名義書換手続			
原則論(法130条の指摘)		2	
名義書換の不当拒絶		2	
あてはめ		2	
5 結論		3	
裁量点	(20)	10	0
合計	(60)	50	0

参考答案
〔商法〕

第1 設問1について

- 1 本件取締役会の決議は有効か。本件譲渡の当事者であるBが議決に参加していることから問題となる。
- 2 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行うが（法369条1項）、当該決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることはできない（同条2項）。
- 3 しかるに、本件取締役会はBのY社に対する株式譲渡の承認の可否を目的とするものであるところ、Bは本件譲渡の譲渡人である。本件譲渡が実行されればBは譲渡対価として3億円もの金員をY社より受領する点について個人的な利害関係を有しているものであり、かかる利害関係は法369条2項にいう「特別の利害関係」に該当する。そうすると、本件取締役会には、本来審議及び議決に参加できないBが審議及び議決に参加しているという点において同項に違反する。
- 4 ここで、取締役会の手続に法令違反がある場合に、当該取締役会の決議の効力がどうなるかが問題となる。株主総会と異なり、法律上特別な訴えの手続きを設けていないため、取締役会における手続の法令違反は、原則として決議自体の無効原因となるが、当該無効原因がなかったとしても決議内容に影響がないと考えられるような「特段の事情」がある場合には、決議は有効と解すべきである。

- 5 本件において、Bは本件取締役会に参加してA及びCに対して本件譲渡を承認するよう説得乃至説明を行ったものと推測されるが、それにもかかわらずA及びCは本件譲渡に反対したものであるから、Bが本件取締役会に参加せずこうした説得乃至説明を行わなかったとしても、同様に本件譲渡はA及びCの反対により承認されなかったものと考えられる。
- 6 したがって、本件取締役会の決議には上記「特段の事情」があることから、有効であるものとする。

第2 設問2について

- 1 Y社は本件株主総会には取消事由がある、又は本件株主総会そのものが不存在であると主張し、法第831条第1項に基づく株主総会決議取消の訴え又は法第830条第1項に基づく株主総会決議不存在確認の訴えを提起し、本件株主総会の決議を争うことが考えられる。
- 2 ここで、Y社は株主総会決議取消の訴えを提起するためには、Y社がX社の株主に該当することが必要であるが、X社はBからY社への株式譲渡について株主名簿の名義書換請求を拒否しているため、Y社はX社の株主名簿上は株主として記載されていない。そうすると、法第130条第1項により、Y社はX社に対して、株式の譲受の事実を対抗できず、YはX社の株主に該当しないこととなるようにも思われるが、X社が正当な理由なくY社による名義書換請求を拒絶している場合には、同項は適用されず、Y社

はX社に対して名義書換手続きを経ることなくX社の株主であることを対抗できるものとする。

3 本件においては、設問1で検討したとおり、本件取締役会において本件譲渡を承認しない旨が有効に決議されている。もっとも、本件取締役会の決議の内容に関する通知書がBの自宅に到達したのは本件譲渡の承認を求める通知書がX社に到達した日である2月2日から2週間以上経過した2月18日であることから、法第145条第1号に基づき、X社は本件譲渡を承認したものとみなされないかが問題となる。

4 思うに、会社法139条第2項は、株式会社が株式譲渡の承認をするか否かを決定したときは、当該承認を請求したものに対し、その決定の内容を通知しなければならないと定めているが、当該通知の方法については特段の定めはないため、口頭による通知であったとしても、承認請求者が決定の内容を了知できる以上は同項に基づく有効な通知があったものと解すべきである。そして、Bは、(特別利害関係人に該当しているとはいえ、)本件取締役会に出席し、決議に立ち会っている以上は、当該決議がなされた時点で決議の内容を了知したものであるから、本件取締役会の決議がなされた2月10日の時点で、口頭により法139条2項に基づく通知を受領したものとする。

5 したがって、本件においては法第145条第1号に基づくみなし承認は適用されず、会社が本件譲渡を承認しないことを理由と

して名義書換を拒絶することには正当な理由がある。

6 よってY社はX社の株主ではなく、株主総会決議取消の訴えによって本件株主総会の決議の効力を争うことはできない。

7 また、Y社による株主総会決議不存在確認の訴えにより株主総会決議の効力を争うことができるか否かも一応問題となるも、否定すべきである。なぜなら、確かに、株主総会招集通知もれが著しい場合には、株主総会決議そのものが不存在と評価すべき場合もありうるものと解されるが、前述のとおりX社の株主はA及びBであり、本件株主総会招集通知はこの両名に送付されているため、招集通知もれは発生していないためである。

以上

商法（2026年3月8日出題） 解説レジュメ

1. 出題趣旨

本問は、非公開会社における株式譲渡の手続（取締役会における譲渡承認手続、みなし承諾、名義書換手続）と、当該株式譲渡の効力を踏まえた株主総会決議の効力について問うものである。設問1で検討する本件取締役会の決議の効力と、設問2で検討する本件株主総会の決議の効力については、整合的に論述する必要がある。株式譲渡の承認請求から二週間以内に譲渡可否について会社が通知をしない場合に会社が株式譲渡を承認したものとみなされる、いわゆる「みなし承認」については平成23年の司法試験予備試験でも問われており、また実務上も重要な論点であるため、しっかりと復習しておきたいところである。

2. 設問1

(1) 設問の検討

問われているのは「本件取締役会の決議の効力」である。こうした設問が出されるということは、本件取締役会に無効事由となり得る、「決議内容」又は「手続」上の瑕疵があるということは設問から読み取ることができる。また、「決議内容」は本件譲渡を承認するか否かというものであり、かかる決議を取締役会が行うことができる旨は会社法上明記されているため、（法139条第1項）、「決議内容」に瑕疵があるわけではなさそうである。よって、「手続上の瑕疵」に絞って検討すればよいことまでは思い至ることができるであろう。

では、ここで論ずべき、本件取締役会における「手続上の瑕疵」は何か。本件において、招集通知はA、B、Cの全員に送付され、その全員が決議に参加し、A及びCの反対により本件譲渡を承認しない旨の決議が行われている。一見どこにも手続上の瑕疵がないようにも思えるが、Bが本件譲渡における譲渡人である点が、「手続上の瑕疵」について検討するための端緒となる。

(2) 株式譲渡の当事者である取締役と特別利害関係

取締役会における決議について「特別の利害関係を有する取締役」は議決に加わることができない（法369条1項、2項）。

そして、株式譲渡を承認するか否かが取締役会の目的事項である場合においては、当該株式譲渡の当事者たる取締役は、譲渡人、譲受人のいずれであったとしても、この「特別の利害関係を有する取締役」に該当するものと解する見解が学説・実務上の多数説であると思われる¹。もっとも、譲渡人たる取締役のみ特別利害関係人に該当するとの反対説もあるようである²。

定款により株式譲渡について株式会社の承認を要するものと定めることができるという譲渡制限株式の制度は、会社にとって好ましくない者が株主となることを防止し、もって譲渡人以外の株主の利益を保護することにある³。本問に即して考える場合、取締役Bは本件譲渡の実行により3億円もの譲渡対価を取得することができるという点において、本件譲渡の承認の可否について個人的な利害関係がある。そして、本件譲渡によってBはX社の株主ではなくなり、X社の経営に利害関係を有しなくなるのであって、そのようなBとしてみれば、譲受人であるY社がどのような会社であるか、どのような経営ビジョンを持っているのか、ということにはまったく関心がないのではないか（Yに譲渡代金を調達する資力があるか、については関

¹ 江頭憲治郎『株式会社法』（第6版）420頁

² 稲葉威雄ほか『条解会社法の研究2（株式(1)）』108頁参照

³ 最判昭和48年6月15日民集27-6-700、最判平成5年3月30日民集47-4-3439

心があるかもしれないが)。このような点に鑑みれば、果たしてBは、譲受人であるY社がX社にとって好ましいものであるかどうかを、個人的利害関係を捨て、会社にとって忠実に判断することができるであろうか。

本問においては、上記のような観点から、Bが特別利害関係人に該当するか否かを論じてほしい。

(3) 会社法第369条2項の違反と取締役会決議の効力

取締役会の招集手続や決議の方法が違法である場合、当該取締役会においてなされた決議の効力については、株主総会決議のような特別の訴えの制度を用意していないので、一般原則により原則として決議は無効となるものと考えられている⁴。

また、特別利害関係人が取締役会に参加し、決議を成立させた場合、当該決議は無効となるとの裁判例もある（東京地判平成7年9月20日判タ924-271）。

もっとも、招集手続の違法の程度や決議への影響の大小を一切考慮することなく、取締役会に違法な点があれば常にその決議は無効と解することが相当といえるだろうか。特に本問においては、特別利害関係人であるBが決議に参加しているものの、Bの希望は叶わず、A及びCの反対により、結局株式譲渡の承認は得られていない。このような場合においてもやはり本件取締役会は無効となるのであろうか。

この点、最判昭和44年12月2日判決（民集23-12-2396）は、取締役の一部の者に対する招集通知を欠いたために、当該取締役が取締役会に出席できなかったという事案において、取締役会決議の効力について、次のように判示している。

「取締役会の開催にあたり、取締役の一部の者に対する招集通知を欠くことにより、その招集手続に瑕疵があるときは、特段の事情のないかぎり、右瑕疵のある招集手続に基づいて開かれた取締役会の決議は無効になると解すべきであるが、この場合においても、その取締役が出席してもなお決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情があるときは、右の瑕疵は決議の効力に影響がないものとして、決議は有効になると解するのが相当である。」

上記最高裁の判例は取締役会の招集通知もれという手続上の瑕疵が問題となったものであり、招集通知もれはなかったものの特別利害関係人が参加したことに手続上の瑕疵がある本問とは事案が異なる。しかしながら、上記最高裁の判例の趣旨に照らせば、取締役会の招集手続に違法がある場合であっても、「決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情」には、例外的に取締役会決議が有効となる余地はあるものと考えられよう。

本問における取締役会決議の効力については、上記のような観点より論じてほしい。なお、上記最高裁判例は受験対策上非常に重要な判例であるため、最高裁の判例解説にも目を通してほしい（ちなみに、知らない受験生のために触れておくと、「最高裁の判例解説」とは、いわゆる「最高裁判所判例解説」という文献であり、民事判例集（民集）に登載される重要判例について、最高裁の調査官が解説しているものである。法律実務家のトップエリートといえるような方々の書いた文献であり、その内容は論文試験対策上有効であるうえ、文章の書き方も非常に勉強になるため、図書館などで是非一度手に取って読んでみていただきたい。私も受験時代には大変お世話になった文献である。）。

3 設問2

(1) 設問の検討

「Y社は本件株主総会の決議の効力を争うことができるか」との設問である。設問1と異なり、単に決議の効力について論ずるのではなく、Yがそれを争うことができるかどうか（当事

⁴ 神田秀樹『会社法』（第19版）220頁

者適格の問題) が問われていることに注意する必要がある。

(2) 決議の瑕疵の類型

一般に株主総会において「決議の瑕疵」という場合、「不存在」(決議そのものが行われていないこと)、「無効」(決議自体は行われたが、決議が無効となること)、「取消」(一応有効な決議が成立したものの、取り消されることにより決議が遡って無効となるもの)の3つの類型が考えられる。そして、会社法においては、その各類型ごとに、特別の訴えの規定をおいている(「不存在」につき第830条第1項、「無効」につき第830条第2項、「取消」につき第831条)。

(3) 取消と不存在

決議の瑕疵の三類型のうち、「無効」については、「決議の内容が法令に違反することを理由として」訴えをもって請求するものである(第830条第2項)。本件株主総会において成立した決議は定款変更(第466条)、取締役の解任(339条1項)及び選任(329条1項)を内容とするものであり、いずれも会社法上株主総会において決議できる事項である以上、本問において「無効」すなわち決議内容の法令違反については問題とならない。

本件で問題となり得る決議の瑕疵は、本件株主総会に係る招集通知がA及び「B」に送付されている点である。本件譲渡が会社との関係でも有効である場合、招集通知の発送時点における株主はYのはずであるため、Bに招集通知を送付したとしてもYに対する通知とはみなされず、ここに招集通知もれという手続的瑕疵があることになる。そして、招集通知もれが著しい場合には株主総会決議の不存在事由となり得るとする最高裁判例(最判昭和33年10月3日(民集12-14-3053)は、総議決権の42パーセントの株主に対する招集通知を欠く場合に株主総会決議が不存在である旨判示している。)に照らせば、本件譲渡が有効会社との関係でも有効である場合には、当該招集通知もれは決議取消事由であるのみならず、決議不存在事由ともなり得るものと考えられる(もっとも、本問では株主総会決議取消の訴えの出訴期間内であるところ、決議取消と決議不存在で論ずべき点は重複する部分も多いため、両者を同じボリュームで論ずる必要はなく、決議取消の訴えを中心的に論じた上で、不存在については軽く触れる程度でもよいと考えられる。)

また、「取消」については、会社法第831条第1項により、総会決議取消の訴えの提訴権者は「株主等」でなければならないため、Y社が総会決議取消の訴えを提起するためには、Yが株主である必要があり、この点においても本件譲渡が会社との関係で有効か否かを論ずる必要が出てくる。

(4) みなし承認

そこで、本問においては、本件譲渡が有効か否かを中心に論ずることとなる。設問1で本件取締役会決議について「有効」との結論を取った場合には、株式譲渡について不承認の決議がなされた以上、本件譲渡が有効になる余地はないのではないかと、とも思われる。

しかしながら、会社が株式譲渡の承認可否を決定したときは、株式譲渡の承認を請求した者に対して、当該決定の内容を通知しなければならない(第139条2項)、承認請求の日から2週間以内にかかる通知を行わなかった場合には、会社が株式譲渡を承認したものとみなされる(いわゆる「みなし承認」。第145条第1号)。

本問において、BがX社に対して株式譲渡の承認を請求したのは2月2日であり、2月10日に不承認の決議がなされた後、その旨の通知書はX社の従業員のミスもあり同月18日に到達している。

通知書の到達は譲渡承認請求がなされた日から2週間以上経過しているため、みなし承認に

より株式譲渡について承認があったものとみなされる、という結論もあり得よう。

しかし、よく考えてみれば、Bは本件譲渡を承認するか否かを決する本件取締役会に出席し、決議にも参加していたものであるから、当然、決議の内容は知っているはずである。そうすると、単に承認通知書の到達が承認請求日から2週間以上経過しているからといって、みなし承認があったものとして、本件譲渡を有効なものとして取り扱ってもよいのだろうか。

会社法第139条第2項は、株式譲渡の承認可否について決定したときは、当該決定の内容を通知することを求めているが、当該通知の方法については何ら規定していない。そうすると、本件取締役会の終結と同時に、口頭によりBに対して不承認の旨が通知されたものと解することもできよう。

設問1において、本件取締役会について有効との結論を取った場合には、本件譲渡が会社との関係で有効か否かは、上記のような観点から論じてほしい。

なお、設問1において、本件取締役会が無効であると結論付けた場合には、取締役会決議自体が無効である以上、当該取締役会の結果を伝えたとしても決議は有効となり得ず、したがって通知の到達時期がいつであるかにかかわらず、有効な通知がないものとして、第145条1号のみなし承認の規定が適用され、本件譲渡が有効となるとの結論となるものと考えられる。ただし、Bが本件取締役会に出席したことが本件取締役会の無効事由であり、そのBは本件取締役会において本件譲渡が不承認となったことを知っていたにも関わらず、これをYに隠したまま本件譲渡を断行し、結果としてBを利することとなるという結論の妥当性については、検討の余地があろう。

(5) 名義書換手続

みなし承認の適用可否についてしっかりと論ずることができれば、ほぼ設問2はクリアできたも同然と考えるかもしれないが、検討すべきは「YがX社の株主であるか」であるため、最後まで丁寧に論じていきたい。

仮にみなし承認によって本件譲渡が有効であると考えたとしても、株式譲渡は、株式取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載しなければ株式会社その他の第三者に対抗することができない（会社法第130条1項）。本問においては、BとY社が連名で株主名簿の名義書換請求を行っているものの、X社はこれを拒否しているため、株主名簿上の株主はいまだBである。そうすると、会社法130条1項の規定に照らせば、X社との関係ではBが株主ということになる。

もっとも、会社が名義書換に応ずべき場合にこれを不当に拒絶した時は、株式取得者は会社に対して名義書換なしに株式の移転を対抗することができるものと解されている⁵。

本問において、みなし承認の適用を否定する見解を取った場合には、X社による名義書換の拒絶には正当な理由がある（第134条第1号の要件を充足せず、B及びY社は第133条1項に基づく名義書換請求権を有しないこととなるため、X社は名義書換請求を拒否することができる。条文については自分でも六法で確認してみよう。）こととなる。他方、みなし承認の適用を肯定する場合には、X社は名義書換を不当に拒絶したこととなるため、Yは株主名簿の名義書換を経ずしてX社に対して自己が株主であることを対抗できる。

4 参考文献・参考判例

脚注及び本文記載のもの

以上

⁵江頭憲治郎『株式会社法』（第6版）208頁

2026年03月08日答案練習会

商法

最優秀答案

回答者：M・Tさん

第1 設問1

1 本件取締役会の決議は、A、B及びCの取締役全員の出席により、A及びCの過半数で行われている（会社法369条1項。以下、法名省略）。また、定款の定める期限の前までに招集通知は取締役には到達しており、招集手続きにも瑕疵はない。

2 しかし、Bは本件取締役会の議題である本件譲渡の当事者である。そこで、Bは369条2項の「特別の利害関係を有する取締役」にあたらぬか。

（1）この点、369条2項の趣旨は、取締役が会社の受任者（330条）として忠実義務（355条）に従い会社の利益のために議決権を行使すべきであるところ、自己の利益のために議決権の行使をするおそれのある取締役について事前にその議決権行使を排除する点にある。

そこで、「特別の利害関係」とは、取締役の忠実義務違反をもたらすおそれのある、会社の利益と衝突する取締役の個人的利害関係をいうものと解する。

（2）本問についてみると、Bは、自己の保有するX社株式を、Y社へ譲渡することが承認されるか否かという個人的利害関係を有している。また、Bは、自己の株式を譲渡することを望んでいるのであるから、会社の利益ではなく自己の利益を優先して議決権を行使するおそれがあるといえる。

（3）よって、Bは「特別の利害関係を有する取締役」にあたる。

3 本件取締役会の決議は369条2項に反するので、瑕疵ある決議である。では、瑕疵ある取締役会決議の効力はどうなるか。

（1）この点、取締役会決議の無効事由については明文が存在しない。よって、法の一般原則により、手続上の瑕疵がある場合には、原則的に無効になると解する。

もっとも、当該瑕疵がなくとも決議の結果に影響がないといえる特段の事情がある場合にまで、全て無効とする必要はない。そこで、この場合は例外的に無効にならないと解する。

（2）本問についてみると、本件譲渡の賛成者はBのみであり、A及びCは反対していた。よって、仮に利害関係者であるBが議決に加わらなかったとしても、本件譲渡はA及びC

コメントの追加 [MU1]: 問題提起良好です。

コメントの追加 [MU2]: 規範OK

コメントの追加 [MU3]: Bがこの譲渡でどんな利益を得られるのか、端的に明記したいですね。譲渡代金として5000万円を得られるという点だと思います。

コメントの追加 [MU4]: OK

コメントの追加 [MU5]: 良いです。

の反対により、承認しない旨の決議がなされていた。よって、当該瑕疵がなくとも決議の結果に影響はなかったといえる。

コメントの追加 [MU6]: あてはめ OK です。

(3) よって、本件取締役会の決議は無効にならず、有効である。

第2 設問2

1 Y社は、本件株主総会決議の取消訴訟(831条1項1号)を提起し、決議の効力を争うことが考えられる。

しかし、取消訴訟を提起できるのは、「株主等」(同項柱書)である。Y社は「株主等」に該当するか。

コメントの追加 [MU7]: OK です。

(1) まず、X社の株式は譲渡制限されている。そして、X社は前述のように取締役会決議でBの株式譲渡を承認しない旨決議している。よって、BからY社への株式譲渡は、X社に對抗できないように思える。

(2) しかし、Bは本件譲渡の承認を求める請求通知(136条)を令和8年2月2日に行っている。そして、本件譲渡を不承認とする取締役会決議(139条1項本文)の通知は、同月18日に到達している(同条2項)。

よって、承認を求める請求の日から2週間以内に、不承認通知が行われていないため、145条1号により、本件譲渡は「承認をする旨の決定をしたものとみな」される。

コメントの追加 [MU8]: みなし承認に気づけたところは良いですね。ただ、通知をBに対して行うべきところ、Bは取締役会決議に参加していたわけですね。この点をどうとらえるか、触れたいところでした。

(3) しかし、本件譲渡が承認されていたとしても、BからY社への株主の名簿の書き換えが未だされていない。すると、130条1項より、Y社は本件譲渡をX社に對抗できないのではないか。

ア まず、Y社はBと連名でX社に対して株主名簿の名義書換請求(134条1号、133条1項)を令和8年2月20日付で行っている。しかし、X社は前述の通り本件譲渡が承認されているにもかかわらず、これを拒否している。

そこで、名義書換を不当に拒絶された株式譲受人は、会社に対し株主としての権利行使ができるか。

イ この点、株主名簿の制度趣旨は、会社と株主の間を集团的・画一的に処理して会社の便宜を図る点にある。

そうだとすると、名義書換の義務を怠った会社とその不利益を株式譲受人に帰するのは信義則(民法1条2項)に反するといえる。

したがって、この場合には130条1項の例外を認め、名義書換未了の株式譲受人は、会社に

対して株主としての権利行使ができると解する。

ウ 本問においても、X社はY社の名簿書換請求を不当に拒否している。よって、Y社はX社に対して株主としての権利行使ができる。

コメントの追加 [MU9]: Yが株主であると論じるのであればこの論述でOKです。

(4) 以上より、Y社は831条1項柱書の「株主等」にあたり、本件株主総会決議の取消訴訟を提起できる。

2 Y社は、本件株主総会(296条2項)の招集通知を受けていない。よって、「株主総会等の招集の手続き」が「法令」(299条1項)に違反している(831条1項1号)。

コメントの追加 [MU10]: OKです。

従って、本件株主総会決議が行われた令和8年3月16日から「三箇月以内」(同項柱書前段)である、同年5月10日の時点では、本件株主総会決議の取消訴訟を提起が可能である。

3 以上より、Y社は本件株主総会の決議の効力を争うことができる。

以上

【氏森コメント:よくできています。設問1はほぼ満点ですし、設問2も論ずべき点はほぼ網羅できています。取締役会決議に参加していたBに対するみなし承認適用の妥当性について論じられればもっと良くなりました。十分合格を狙えると思います。頑張ってください。】

司法試験予備試験答案練習会 2026年03月08日分 得点分布表
商法

平均点20.45点

分布	人数
0	0
1~5	1
6~10	2
11~15	4
16~20	5
21~25	3
26~30	2
31~35	0
36~40	2
41~45	1
46~50	0

